

## 「自動車運転等の危険を伴う作業の制限」がある薬剤処方時の自動印字コメント例

自動印字の注意コメント	薬剤名	添付文書の記載箇所	添付文書の表記例
注)運転等の危険を伴う作業は禁止です	レキップ錠	添付文書の『警告欄』に運転の制限に関する記載あり	前兆のない突発的睡眠及び傾眠等がみられることがあり、また突発的睡眠により自動車事故を起こした例が報告されているので、患者に本剤の突発的睡眠及び傾眠等についてよく説明し、本剤服用中には、自動車の運転、機械の操作、高所作業等危険を伴う作業に従事させないよう注意すること
注)運転等の危険を伴う作業には従事しないこと	アレロックOD錠	添付文書の『重要な基本的注意』に運転の制限に関する記載あり	眠気を催すことがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させないよう十分注意すること。
注)特に用量調節時は危険を伴う作業に従事しないこと	アーチスト錠	添付文書の『重要な基本的注意』に運転の制限に関する記載あり	めまい・ふらつきがあらわれることがあるので、本剤投与中の患者(特に投与初期や増量時)には、自動車の運転等危険を伴う機械の作業をしないように注意させること。
注)注意力等の低下時は危険を伴う作業をしないこと	ニトロペン舌下錠	添付文書の『重要な基本的注意』に運転の制限に関する記載あり	本剤の投与開始時には、他の硝酸・亜硝酸エステル系薬剤と同様に血管拡張作用による頭痛等の副作用が起こりやすく、これらの副作用のために注意力、集中力、反射運動等の低下が起こることがあるので、このような場合には、自動車の運転等の危険を伴う機械の操作には従事させないよう注意すること。

※「降圧作用に基づくめまい等が起こる降圧剤」や「低血糖による意識障害などが起こる糖尿病薬」など、添付文書上で「運転等の危険な作業は注意して行うように説明すること」の注意レベルについては自動コメント印刷しません。個別にご説明をお願いします。

※てんかん等の「一定の病気等に係る運転者対策」については別途対応が必要です。